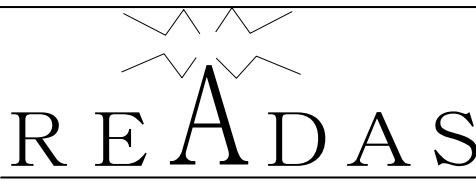


第 4800 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 8月26日 月曜日
-----------------------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 一般贈与と特例贈与がある場合

Q：平成27年からこれまでの贈与のほかに特例贈与も適用になりますが、同じ年に2つの贈与があった場合は、どのように贈与税を計算するのですか？

A：次のように計算します。

【解説】

平成27年からは、これまでの贈与（一般贈与）のほかに直系尊属から20歳以上の者へする贈与（特例贈与）が適用されます。

これらは、それぞれ別々に贈与税額を計算しますが、同じ年に一般贈与と特例贈与がある場合には、贈与税の計算は、次のようになります。

- ① その年中に贈与により取得した一般贈与財産と特例贈与財産の価額の合計額を求める
(a)。
- ② (a)のすべてが一般贈与財産であるものとみなして贈与税額の計算をする(A)。
- ③ (a)のすべてが特例贈与財産であるものとみなして贈与税額の計算をする(B)。
- ④ (A)を次の算式により基づいて按分する。

$$(A) \times \text{一般贈与財産の価額(注)} \div (a) \text{(注)} = (C)$$
- ⑤ (B)を次の算式により基づいて按分する。

$$(B) \times \text{特例贈与財産の価額} \div (a) \text{(注)} = (D)$$
 (注) 贈与税の配偶者控除の適用がある場合は、これを控除します。
- ⑥ ④で求めた金額と⑤で求めた金額の合計が納めるべき贈与税額となる。
 納めるべき贈与税額 = (C) + (D)

